

財政健全化推進方策

平成 9 年 9 月

北 海 道

財政健全化推進方策

I. 基本的考え方

本格的な少子・高齢社会の到来、高度情報化、国際化の進展等社会経済情勢が大きく変化し、道民の意識や価値観も多様化してきており、また、国の財政構造改革の中で公共事業の抑制方針が打ち出されるなど、道政を取り巻く環境は、一段と厳しさを増している。

現在、道においては、新しい北海道づくりを進めるため、今後の道行政の基本的指針となる『第3次北海道長期総合計画』の策定を進めているが、様々な行政課題に対応し諸施策を着実に実施していくためには、『道政改革の実施方針』に基づいた、簡素で効果的な行財政運営の確立が求められている。

このようなことから、多様化する行政ニーズに柔軟に対応しうる財政構造の体質強化を図り、次の世代に健全な財政を引き継ぐため今後の財政運営の基本的な方向性を定めた「財政健全化方針」を平成9年8月に策定したところである。

この方針に基づき、主要経費別に主な見直しの視点と方策について「財政健全化推進方策」として取りまとめ、平成10年度から12年度までの『緊急対策期間』における予算編成と財政運営の基本とする。この着実な推進を図ることにより本道における21世紀の新たな行政需要に対応した財政構造の改革を進めることとする。

II. 道財政の収支見通し

今後の道財政については、国の財政構造改革に伴う影響や景気動向など、不確定の要素も多いが、歳出面において、これまでの道債発行に伴い公債償還費が当面は増加し続ける見通しにあることなどから、道税や地方交付税について、一定程度の伸びを前提としても、毎年度400億円～500億円規模の財源不足を生ずることが見込まれる。これは、毎年度の一般事業費の一般財源の10%程度に相当する規模のものである。

Ⅲ. 財政健全化の目標

道財政の収支試算を踏まえ、『緊急対策期間』中において、次の事項の達成を目指すこととする。

1 財源不足額の解消

基金の取崩しに依存せざるを得ない財源不足額（平成9年度約420億円）を平成12年度までの間に解消する。

2 道債残高と公債償還費の増嵩の抑制

『緊急対策期間』中における新規の道債発行額については、平成9年度比で概ね10%以上縮減することなどにより、平成13年度以降の道債残高の伸び率を名目経済成長率（3.5%）以下とし、公債償還費の増嵩を抑制する。

*3.5%：国の「財政の中期展望」（H9.1）

Ⅳ. 財政運営の基本方針

1 財政健全化の目標を達成するため、『緊急対策期間』中、歳出を歳入に見合った規模のものに抑制することとし、国の財政運営方針を踏まえながら、公債費を除く一般歳出を、平成9年度以下に抑制することを基本原則とする。

2 新規・拡充施策については、廃止・縮小及び事業完了に伴う財源総額の範囲内において、緊急度・優先度の高いものから実施する。

この際、平成8年度に実施した事務事業の総点検において、廃止・縮小・統合することとされた事業については、速やかにその実施を図る。

V. 主要経費別の具体的方策

Ⅳの財政運営の基本方針に沿って、主要経費別の以下の方策について、『緊急対策期間』中、順次実施する。

項 目	方 策
1 人件費関係	<p>(1) 職員数</p> <p>今後の行政需要の動向を見定めながら、あらかじめ削減目標数と達成期間を定めた職員の削減計画を平成9年中に策定し、目標に沿った適正な定員管理を行う。</p> <p>(2) 組織機構等</p> <p>出先機関のあり方について、地域の実情や市町村、民間との役割分担などを考慮し、平成9年度中に方針を策定し、出先機関の見直しを着実に実施するなど、簡素で効果的な執行体制の確立を図る。</p> <p>(3) 職員給与</p> <p>時代の変化や国、他府県、民間の動向、職務内容の変化に的確に対応するなどの観点から、諸手当の見直しについて検討を進め、その一層の適正化を図る。</p>
2 公債償還費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道債の新規発行額について、平成9年度発行額に比べ、概ね10%以上縮減する。 ・ 平成13年度以降の道債残高の伸び率を名目経済成長率(3.5%)以下に抑制する。 ・ 以上のことにより公債償還費の増嵩を抑制する。

項 目	方 策
	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入に占める道債の割合である道債依存度を平成9年度比でマイナスとする。
<p>3 投資的経費</p>	
<p>(1) 公共事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方を通じた公共投資抑制基調の中で、本道の基盤整備を効果的に進めるため、より一層の事業の重点化・効率化を推進する。 ・平成9年度中に『公共工事コスト縮減に関する行動計画（仮称）』を策定し、諸対策を順次実施する。
<p>(2) 投資単独事業</p>	<p>投資単独事業については、地方財政計画の対前年度伸び率の範囲内とし、『緊急対策期間』中における単年度の投資単独事業を、原則として平成9年度総額以下に抑制する。</p> <p>①施設等建設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模施設（総事業費100億円規模）の新設、改築については、『緊急対策期間』中、原則として調査・設計にとどめ、着工しないこととする。 ・一定規模（30億円程度）以上の事務庁舎については、『緊急対策期間』中、原則として調査・設計にとどめ、着工しないこととする。 ・その他の施設の改築等についても事業の緊

項 目	方 策
	<p>急度等を勘案し、進捗調整等を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度までに着手している事業については、計画どおり実施する。 ・用地の取得については、その必要性を充分検討しながら、適時、適切に行う。 <p>②特別対策事業・公共関連単独事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の動向に配慮しながら、施設等建設事業と併せて弾力的に対応するなど、投資単独事業の総枠の範囲内において措置する。
<p>4 補助金</p>	<p>(1) 国庫補助事業</p> <p>『国の財政構造改革の推進方策』における削減・合理化の方針に沿って、事業の重点化・効率化を図る。</p> <p>(2) 道単独事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高率の補助金については、補助目的や道の役割などを勘案し、補助率の引下げ等その適正化を図る。 ・補助対象の要件見直しや計画期間の延長等により、事業費の平準化を図る。 ・少額・低率の補助金については、統廃合を進める。 ・目的・対象などが類似する補助金については、統合・メニュー化を進める。

項 目	方 策
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対する施設整備費補助金の総額については、原則として地方財政計画の投資単独事業の対前年度伸び率の範囲内とする。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の補助事業に関連して道が単独で措置している補助金については、全国的な状況等を勘案の上、施策水準や公費負担のあり方について見直しを進める。
5 一般施策	
(1) 出資金	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に出資した団体については、毎年度その経営状況や出資目的の達成状況等を厳しく審査し、適期に引揚げを行う。 <p>特に、平成8年度に実施した関与団体の見直しにおいて出資金の引揚げを行うこととした団体については、早期に引揚げを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな出資については、当該団体の公益性や公共性、将来的な引揚げ時期等をも勘案した上で行う。
(2) 基金積立	<ul style="list-style-type: none"> ・現下の金利情勢等も踏まえ、財源の有効活用の観点から、運用益活用型の基金については、国の制度に基づくものを除き、原則として、新たな積立では行わない。

項 目	方 策
(3) 他 会 計 繰出金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別会計、事業会計に対する繰出金等については、各事業の経営健全化方針等に基づき事業の効率化を進め、財政負担の軽減を図る。
(4) 一般事業費	<p>平成10年度以降に事業費の大幅な増が見込まれるものについては、計画期間の延長等により、事業費の平準化を図る。</p>
6 経常的経費	
(1) 施設等維持 管 理 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設運営、管理業務等の委託化を進める。 ・ 光熱水費等の維持的経費については、節約措置を講ずる。 ・ 施設等の修繕経費については、施設機能の維持を図る観点から、緊急度を勘案し適切に措置する。
(2) 事務的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの経費節約など事務改善の取組みを一層強化し、平成9年度に比べ10%以上を目標として経費節減に努める。 ・ コンピュータ処理にかかる委託費については、事務改善、職員負担の軽減等を図る観点から、適切に措置する。

VI. 歳入の確保対策

自主財源の中心となる道税や使用料・手数料などについて、一層の確保対策を進める。

項 目	方 策
1 道税収入	<ul style="list-style-type: none">・ 法人二税の未届分割法人、不動産取得税の中間登記省略及び軽油引取税の不正軽油等を確実に捕捉し、課税客体の完全な把握に努める。・ 個人道民税、個人事業税及び自動車税を重点として、収入未済額の圧縮と徴収率の向上に努める。
2 使用料・手数料	<ul style="list-style-type: none">・ 地方財政計画、地方公共団体手数料令等に準拠して適期に改定する。
3 遊休資産の活用	<ul style="list-style-type: none">・ 当面、利用見込みのない未利用地について早期に売却を進める。・ 今後発生する未利用地についても、活用方法等を見極め、早期に処分を推進する。

道財政の収支試算 ～財政健全化推進方策を講じない場合の試算

(単位：億円)

区 分	H 9	H10	H11	H12	摘 要	
歳 出	人 件 費	8,348	8,348	8,348	8,348	H9同額
	公 債 費	3,262	3,412	3,750	3,806	積上げ
	一 般 経 費	18,498	18,587	18,680	18,775	
	税交付金	955	988	1,023	1,059	+3.5%/年(道税同)
	医療費・扶助費	1,261	1,299	1,338	1,378	+3.0%/年 (過去5か年平均伸び率)
	その他義務的経費	917	935	954	973	+2.0%/年 (過去5か年平均伸び率)
	一般事業A (4,106)	15,365 (4,106)	15,365 (4,106)	15,365 (4,106)	15,365 (4,106)	H9同額 ()は一般財源
歳 出 計	30,108	30,347	30,778	30,929		

歳 入	道 税	6,007	6,217	6,435	6,660	+3.5%/年
	地方交付税	7,211	7,463	7,724	7,994	+3.5%/年 H9は年間見込額
	国庫支出金	6,311	6,311	6,311	6,311	H9同額
	地 方 債	4,308	4,306	4,369	4,159	建設事業債、特例債～H9同額 借換債～積上げ
	そ の 他	5,851	5,600	5,529	5,245	財対基金取崩し～積上げ その他～H9同額
	歳 入 計	29,688	29,897	30,368	30,369	

差 引 き B	▲ 420	▲ 450	▲ 410	▲ 560	財源不足見込額
B / A (%)	▲ 10.2	▲ 11.0	▲ 10.0	▲ 13.6	基金取崩必要額

財調等基金残高	940	490	80	—	
---------	-----	-----	----	---	--

(注・平成9年度予算額(地方交付税は年間見込額)をベースとして、一定の伸び率等により機械的に推計したものである。)